

住宅用家屋証明書

- 租税特別措置法施行令
- (イ) 第41条
特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
(a) 新築されたもの
(b) 建築後使用されたことのないもの
特定認定長期優良住宅
(c) 新築されたもの
(d) 建築後使用されたことのないもの
認定低炭素住宅
(e) 新築されたもの
(f) 建築後使用されたことのないもの
(ロ) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)
(a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの
(b) (a)以外

の規定に基づき、下記の家屋【 年 月 日 (ハ) 新築 (ニ) 取得】がこの規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
取得の原因 (移転登記の場合)	
備考	

令和 年 月 日

土浦市長 安藤 真理子